

広報みさと広告イメージ

案内



農地を『貸したい方』『借りた方』へ

農地の貸し借りの新たな仕組み、農地中間管理事業の概要
熊本県農業公社では「農地中間管理機構」として、農地の貸し借りを支援する事業を行っています。

この事業は、農業経営を廃止または縮小される方や相続した農地の借り手を探している方等の「出し手」から機構が農地を借り受け、経営規模の拡大や農地集積等の意向のある「受け手」農家に貸し出しを行うものです。ただし、再生不能な荒廃農地や貸付の可能性が著しく低い地域の農地等、貸し借りができない農地もあります。

また、要件を満たせば、経営転換協力金や耕作者集積協力金等の機構集積協力金の交付を受けられる場合もあります。『農地を貸したい』『良い農地があれば借りたい』という方は是非応募してください。

農地を貸したい方は「貸付申込書」を、農地を借りたい方は「借受申出書」を、農地が属する市町村に御提出ください。（随時受付）

募集内容や応募方法等については、県農業公社のホームページか、役場に備え付けのパンフレットをご覧ください。

問合せ先

熊本県農業公社

☎096・213・1234

経済課農政係

☎46・2114（直通）

相続登記はお済みですか？

相続登記がされず放置されると、相続登記をしていない間に更に相続が発生すると、誰が相続人となるのかの調査に時間が掛かる上、相続登記の手續費用が高額となります。また、所在不明の方が発生した場合などは、登記を含めた相続の手續が極めて困難となります。

相続した不動産を売りたいと思ったとき、担保に入れないなど、不利益を受けることがあります。

所有者の把握に時間が掛かり、防災・減災、災害復旧のための工事が進まないなど、様々な社会問題の発生原因となりかねません。

詳しくは、熊本地方務局ホームページ「未来につながる相続登記」をご覧ください。

問合せ先

熊本地方務局宇土支局

☎22・0320

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待に関する相談対応件数は全国で約10万3千件（平成27年度）と依然として増加を続け、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶えず、児童虐待は社会全体で早急に解決すべき問題となっています。

こうした状況を踏まえ、平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を行っています。

平成28年度も「児童虐待防止推進月間」の標語を「さし

のべて あなたのその手いちはやく」と定め、私たち一人ひとりが、地域や家庭などで児童虐待がなくなるよう考え、行動することが大事だと考えます。

問合せ先

福祉課子ども・生活支援係

☎47・1116（直通）

「裁判員制度」まもなく名簿記載通知が發送されます

◆裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

平成29年の名簿に登録される人数は、全国で23万3600人です（選挙人名簿登録者全体に占める割合は、約456人に1人）。

◆裁判員候補者名簿記載通知について

平成29年の裁判員候補者名簿に登録された方には、11月中旬に名簿に登録されたことの通知（名簿記載通知）をお送りします。

この通知は、来年2月ころ

広告サンプル

縦 45 ミリメートル×横 86 ミリメートル

広告サンプル

縦 45 ミリメートル×横 86 ミリメートル